

「いきめの社会堂薬局」に無菌調剤室を設置

無菌製剤処理を行った薬剤を治療に用いる需要が高まり、薬局の環境整備が進められています。しかし、全ての薬局が無菌調剤室を設置することは困難です。そこで、厚生労働省は薬局が無菌調剤室を共同で利用することを可能にするため省令改正を行いました。それを受け、当会が運営する「いきめの社会堂薬局」に無菌調剤室を設置し、共同利用が可能となりました。また、定期的に研修会を開催し会員のレベル向上を図っています。

これによって、無菌調剤室を持たない薬局が、無菌製剤処理が必要な薬剤を含む処方箋を受け付けた場合、事前に契約を交わし、当会の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を行うことで、今まで以上に地域の在宅の患者さんのサポートを行えるようになりました。

詳しくは最寄りの薬局までお問い合わせください。

